

福祉関係事務事業（その 2）高齢者福祉等の取扱いについて

福祉関係事務事業（その 2）高齢者福祉等の取扱いについて提出する。

平成 16 年 7 月 28 日提出

神崎町・大河内町合併協議会
会 長 足 立 理 秋

協 定 項 目	24-8	福祉関係事務事業（その 2）高齢者福祉等の取扱いについて
1 戦没者遺族会補助金は、新町発足後において遺族会と協議し決定する。傷痍軍人会補助金については、新町発足後において決定する。 2 母子・父子家庭で高校及び大学等に入学する者に対する祝金制度については、新町発足までに調整する。 3 子どもを健やかに生み育てる支給制度については、新町発足までに調整する。 4 民生・児童委員の活動内容及び定例事業内容については、新町発足後速やかに調整する。民生・児童委員数は、現行の委員数（神崎町 19 名、大河内町 17 名 合計 36 名）のまま新町に引き継ぐ。ただし、合併後において、国の配置基準を参考にし、地域の状況を勘案し委員数の適正化に向け調整する。 主任児童委員数は、現行の委員数（両町とも 2 名で合計 4 名）のまま新町に引き継ぎ、委員の任期が満了となる平成 19 年 12 月までに新たに調整する。 5 居宅支援事業所は 1 事業所とする。また、在宅介護支援センターについては、中学校区を標準としていることから 2 箇所に設置し、一方を基幹型とし、一方を地域型とする。 6 高齢者福祉関係事務事業の取扱いは次のとおりとする。 長寿祝金は、新町発足までに調整する。 長寿祝品は、神崎町の例により支給対象を満 88 歳とし、満 89 歳以上の方に対する支給は行わない。 金婚夫婦祝福表彰式は、大河内町の例による。 敬老会事業は、廃止する。 訪問介護事業所の運営については、社会福祉協議会と協議し、新町発足後速やかに調整する。 7 社会福祉事業基金の取扱いについては、新町発足までに調整する。		

平成 16 年 7 月 28 日 確認・継続審議